



ご利用ください！ 通学路ブロック塀等撤去補助制度

町では、塀の倒壊による被害を防止するため、通学路に面するブロック塀等を撤去する費用の一部を補助します(最大20万円)。2月28日(金)が申請期限となっていますので、事前に都市計画課へご相談のうえ、工事着手前に申請してください。

☎ 都市計画課(☎581・2121内線243)

▶対象

補助の対象となるブロック塀等がある土地を所有または管理しており、町税の滞納がない方

▶補助の対象となるブロック塀等

次の①～③の要件をすべて満たすもの

- ①ブロック、レンガ、石材等による塀
- ②塀の高さが塀の厚さの3分の2を超えるもの
- ③通学路に面するもの

▶対象となる工事

町内事業者が行うブロック塀等の撤去工事で、塀の一部を撤去して高さを厚さの3分の2以下にする工事、または基礎を含めた全部を撤去する工事(公共工事等は対象外)

▶補助金額

撤去工事に要した費用の3分の2(千円未満は切り捨て)、上限20万円

- ※補助は同一敷地内につき1回限り
- ※予算額に達した時点で受付終了となります。



倒壊したブロック塀

消防科学総合センター
http://www.isad.or.jp/



『道路交通法』改正により

ながら運転 厳罰化！

事故を起こせば

一発免許 停止

の対象に！

運転中の携帯電話・スマートフォンの使用や、カーナビ等の画面を見る「ながら運転」をきっかけとした事故が増加しています。「ながら運転」は『道路交通法』で禁止されており、罰則も設けられていますが、事故は依然として減少していません。この事態を受けて『道路交通法』が改正され、昨年12月に施行されました。改正に伴い、違反点数・反則金が3倍に引き上げられ、事故を起こすと即罰則(罰金、懲役)の適用、免許停止の処分になります。また、事故を起こさなくても懲役刑を受ける可能性があります。

「少しの間だけだから大丈夫」とついスマホに目をやりがちですが、人が前方を確認せず危険だと感じる時間(約2秒間)で、車は22m(40km/hのとき)も進みます。その間に歩行者が道路を横断したり、前の車が渋滞で停止したりして事故を起こす可能性があります。「ながら運転」は絶対にやめ、スマートフォンなどは車を安全な場所へ止めてから操作するようにしましょう。

☎ 生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221・222)

Instagram Instagramフォトコンテスト

📷 【開催期間】1月13日(月)～2月14日(金)

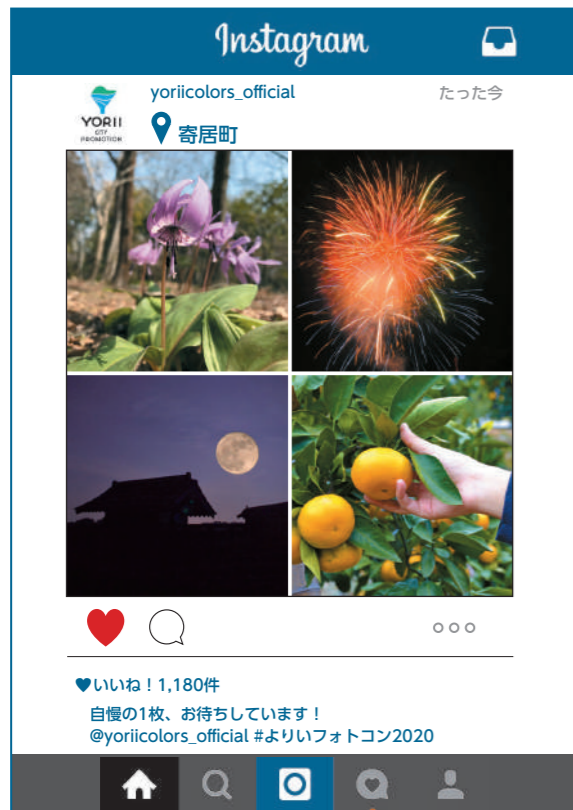
応募は簡単！ 3STEP

- STEP 1** Instagramアカウント
「@yoriicolors_official」をフォロー
- STEP 2** 寄居町内で写真撮影
- STEP 3** 写真に「@yoriicolors_official」[#よりいフォトコン2020]をつけて投稿

応募要件

- 応募は寄居町内で撮影された作品に限ります。
- 1人当たりの応募数に制限はありませんが、1回につき写真1枚で投稿してください。
- 入賞者には寄居町ふるさと納税記念品を贈呈します。
- その他詳細は、町公式ホームページに記載している同フォトコンテストの規約をご確認ください。

☎ 総務課(☎581・2121内線314)



▶改正点早見表

		改正前	改正後
携帯電話使用等により交通の危険を生じさせた場合	罰則	3月以下の懲役または5万円以下の罰金	1年以下の懲役または30万円以下の罰金
	違反点数	2点	6点(免許停止)
	反則金	大型車 1万2000円 普通車 9000円 二輪車 7000円 原付車 6000円	非反則行為*となり、すべて罰則を適用
携帯電話の使用等(保持)	罰則	5万円以下の罰金	6月以下の懲役または10万円以下の罰金
	違反点数	1点	3点
	反則金	大型車 7000円 普通車 6000円 二輪車 6000円 原付車 5000円	大型車 2万5000円 普通車 1万8000円 二輪車 1万5000円 原付車 1万2000円

※「非反則行為」とは？

道路交通法違反とされる行為は、大きく「反則行為」と「非反則行為」の2種類に分けることができます。反則行為とは、比較的軽微な交通違反を指し、交通反則通告制度に基づき、反則金を支払えば罰則の適用を受けません。一方「非反則行為」は、反則行為の対象にならない重大な交通違反を指し、違反した時点で罰則の対象になります。

▶反則行為の例

信号無視・駐停車違反・最高速度違反(一般道で30km/h未満)・一時停止違反など

▶非反則行為の例

酒気帯び運転・無免許運転・最高速度違反(一般道で30km/h以上)など